平成２１年（フ）第６０９号
熊本県上天草市大矢野町登立9919番地
債務者　齊藤まどか
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県築上郡築上町大字櫟原1107番地２
債務者　谷中　直幸
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
静岡県御殿場市川島田1298番地の25リブ21―203
債務者　佐藤真由美（旧姓守野）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
名古屋市南区赤坪町85番地　二村荘101号
債務者　佐藤　政四
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
名古屋市南区赤坪町85番地　二村荘101号
債務者　佐藤きよみ（旧名貴代美）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０１号
大阪府高槻市上土室４丁目５番２―108号
債務者　石木　里子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目15番８号栄昌ビル201号
債務者　岩瀬　三二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７０号
大阪府守口市八雲西町４丁目20番７号
債務者　森　　亀雄
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７１号
大阪府守口市八雲西町４丁目20番７号
債務者　森　トシ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１４号
大阪府大東市野崎１丁目12番26号コスモハイツ101号
債務者　酒井　健吾
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６号
岡山県倉敷市大内1013番地５大内マンション４号室
債務者　斎藤富士子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４００９号
札幌市南区中ノ沢７丁目７番13号　フォレスト藻岩Ｂ―101号
債務者　小山　元子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
札幌市西区山の手２条４丁目３番２号
債務者　牛木　勇一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８号
札幌市東区北44条東14丁目３番２号　ラフォーレ15―303号
債務者　葛間　文一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８号
北海道石狩市花川南６条４丁目224番地
債務者　直山　康則
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１９号
北海道石狩市花川南６条４丁目224番地
債務者　直山美智子（旧姓中舘・田中・小川）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
札幌市白石区本通２丁目南５番32―205号
債務者　石垣えり子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８号
札幌市東区北15条東18丁目４番12号　ハイツ橋本102号
債務者　武井美保子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部